

## 東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領

	20	福保障居第3985号	平成21年 5月21日
改正	21	福保障居第2842号	平成22年 3月17日
改正	23	福保障居第1338号	平成23年 9月29日
改正	24	福保障居第 483号	平成24年 5月 1日
改正	24	福保障居第3605号	平成25年 3月29日
改正	25	福保障居第3197号	平成26年 3月31日
改正	26	福保障居第3082号	平成27年 3月31日
改正	29	福保障地第1954号	平成30年 3月31日
改正	30	福保障地第1343号	平成30年11月21日
改正	2	福保障地第1996号	令和3年 3月31日

### (目的)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所のうち、第2条に定める事業所（以下「グループホーム」という。）の安定的な運営を図るため、東京都内における支援事業の標準化を図り、もって障害者の地域社会における自立生活を助長することを目的とする。

### (種類)

第2条 グループホームを次に掲げるものに分類する。

(1) 滞在型グループホーム（以下「滞在型」という。）

法第36条第1項の規定に基づき東京都知事または八王子市長（以下「知事等」という。）による指定を受けたグループホーム（次号の通過型としての指定を受けたものを除く。）

(2) 通過型グループホーム（以下「通過型」という。）

法第36条第1項の規定に基づき知事等による指定を受けたグループホームであって、別表1に定める基準を満たしており、東京都福祉保健局長（以下「局長」という。）が通過型として指定したもの。

### (支援事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 運営費の助成

グループホームの運営を支援するための助成をいう。

(2) 夜間支援体制に対する助成

グループホームにおいて、夜間支援を行った場合の助成をいう。

(3) グループホームの入居者に対する家賃助成事業

グループホームの入居者（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの（以下「難病患者等」という。）に限る。）が支払った家賃の一部に対する助成をいう。

(4) 施設借上費の助成

グループホームの入居者（精神障害者又は通過型の入居者に限る。）の居住する居室の家賃等に対する助成をいう。

(5) 開設準備経費の助成

グループホームに供するための共同生活住居（主たる対象が精神障害者であるものに限る。）を新設又は増設（グループホームの定員の増加に伴う新たな共同生活住居の設置をいう。）するために必要となる経費に対する助成をいう。

(6) 通過型グループホームに対する助成

前条第2号に基づく通過型の運営を支援するための助成をいう。

(7) 精神科医療連携体制に対する助成

グループホームが精神科医療との連携を行う体制を整備するために必要となる経費に対する助成をいう。

(援護の実施者)

第4条 前条に規定する事業の実施主体（以下「援護の実施者」という。）は、この要領に定めるもののほか、法第19条第2項の規定によりグループホームの入居者に対し支給決定を行った市町村とする。

(通過型の指定)

第5条 通過型の指定等は、次の各号に掲げる手続により行うものとする。

- (1) 通過型を運営しようとする者（以下「申請者」という。）は、その運営開始前までに、東京都障害者通過型グループホーム指定申請書（別記第1号様式）及び通過型グループホーム運営取組方針（事業計画書）を局長に提出しなければならない。
- (2) 局長は、前号の申請があったときは、申請者に係る障害者の自立促進の実績、実施能力等を審査の上、指定の可否を決定し、東京都障害者通過型グループホーム指定・不指定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- (3) 通過型の事業を廃止しようとするときは、あらかじめ東京都障害者通過型グループホーム廃止届（別記第3号様式）により局長に届け出るものとする。
- (4) 通過型の指定後に、別表1に定める基準を満たしていないことが判明した場合は、局長は、東京都障害者通過型グループホーム指定取消通知書（別記第4号様式）により当該通過型の指定を取り消すことができる。

(精神科医療連携体制の届出)

第5条の2 第3条第7号に規定する精神科医療連携体制に対する助成に係る届出については、次の各号に掲げる手続により行うものとする。

- (1) 以下の要件を全て満たしているグループホームとして、あらかじめ精神科医療連携体制に係る届出書（別記第5号様式）を局長に届け出ること。
  - ア 精神科医療との十分な連携を図ることができる専門性を備えた専門職が配置

されていること。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）第15の1の4の3の規定により、看護職員配置加算について知事等に届け出たグループホームではないこと。

ウ 報酬告示第15の7の注7の規定により、医療連携体制加算（Ⅶ）について知事等に届け出たグループホームではないこと。

（2）前号に定める要件のいずれかを満たさなくなった場合は、直ちに精神科医療連携体制に係る届出書（別記第5号様式）により局長に届け出るものとする。

（夜間支援体制の認定）

第6条 報酬告示第15の1の5の注1または注2の規定により指定共同生活援助事業所等の夜間支援体制に係る届出が行われているときは、夜間支援体制の認定を受けているものとみなす。

（運営費の助成）

第7条 運営費の助成は、次を標準として算定するものとする。

（1）運営費の算定は月単位とし、その額は別表2-1に掲げる都加算日額単価に次号に定める処遇を行った日数（以下「基準日数」という。）を乗じて得た額とする

（2）基準日数として算定できる日は、入居者に対して次の支援を行った日とする。ただし、これらの支援を行う旨をあらかじめ個別支援計画に記載していることを算定の要件とする。

ア 日常生活支援

イ 食事提供支援

ウ 介護等支援

エ 入院時における病院等との連絡調整等支援

オ 帰宅時における家族等との連絡調整等支援

カ その他入居者に対する支援

（夜間支援体制に対する助成）

第8条 夜間支援体制に対する助成に係る夜間加算の算定は月単位とし、その額は別表2-2に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額から国給付費額（夜間支援等体制加算（Ⅰ）または夜間支援等体制加算（Ⅱ）分に限る。）を控除した額を標準として算定するものとする。

（家賃助成）

第9条 援護の実施者が、グループホームの入居者（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は難病患者等に限る。）の所得の状況に応じて、入居者が支払った家賃の一定額を助成する場合は、別表2-2の基準を標準として算定するものとする。

2 家賃の助成を受けようとする者は、家賃助成申請書（別記第6号様式）により援護の実施者に申請しなければならない。

3 援護の実施者は、入居者に対する家賃の助成を適当であると認めるとき又は不適当であると認めるときは、家賃助成承認・不承認通知書（別記第7号様式）により入居者あて通知するものとする。

(施設借上費の助成)

第10条 援護の実施者は、グループホームに対し、入居者（精神障害者又は通過型の入居者に限る。）の居住する居室の家賃等として施設借上費を助成する場合は、別表2-2の基準を標準として算定するものとする。

(開設準備経費の助成)

第11条 主たる対象が精神障害者であるグループホームに対する開設準備経費を助成する場合は、別表2-2の基準を標準として算定するものとし、援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

(通過型の助成)

第12条 通過型に対する助成は、次を標準として算定するものとする。

(1) 通過型加算

ア 通過型加算の算定は月単位とし、その額は別表2-2に掲げる日額単価に第7条に定める基準日数を乗じて得た額とする。

イ 入居者が退去した場合に支弁する額は、別表2-1に掲げる都基準額の「第7条(2)エ、オ、カ(区分1以下)」の欄及び通過型加算を当該退去した日から3か月経過した日の属する月の末日まで支弁することとし、この場合における援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

(2) 施設借上費

援護の実施者は、通過型に対し、施設借上費として別表2-2の基準により次に掲げるところにより支弁する。

ア 入居者の居住する居室の家賃、更新料及び礼金

入居者が入院し、6か月以内に退院が見込まれる場合は、6か月経過した日の属する月の末日まで支弁する。

イ 入居者が退去した居室の家賃、更新料及び礼金

入居者が退去した日から3か月経過した日の属する月の末日まで支弁することとし、この場合における援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

ウ 交流室の家賃、更新料及び礼金

交流室1室分を支弁することとし、この場合における援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

(精神科医療連携体制に対する助成)

第13条 精神科医療連携体制に対する助成に係る精神科医療連携体制加算は、次を標準として算定するものとする。

(1) 算定は月単位とし、その額は別表2-2に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。

(2) 対象者は、精神障害者として支給決定を受けている利用者とする。

(3) 以下の要件を全て満たしていること。

ア 月1回以上、対象となる利用者が診療を受けている精神科医療機関との連携を行い、その記録を作成すること。

イ 利用者の状態を把握できるよう、適宜、ヒアリング等を行うこと。

ウ ア及びイに係る記録を5年間保存し、都又は区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(補助の条件)

第14条 第3条第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する助成は、助成の対象となるグループホームごとに、以下の各号の条件をいずれも満たしている場合に助成するものとする。

(1) 福祉サービス第三者評価の受審

ア 福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く）を受けた事業所については、指定日から3年間は適用しない。

ウ 受審が完了せずに3年を経過した場合は、起算日から3年を過ぎた月から受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を受けることができない。

(2) 外部研修等受講

ア 前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、当該グループホームを運営している法人以外の者による外部研修等を受講すること。この場合において、「一定数以上」とは事業年度の前年度の4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）とし、また、「外部研修等」とは運営法人以外の者が当該グループホームの事業所外又は事業所内で実施する研修であり、主として障害理解に関する内容の研修とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く）を受けた事業所については、指定日を含む年度及びその翌年度は適用しない。

ウ アの規定を満たさない場合は、翌年度のサービス提供分について助成を受けることができない。

※ グループホーム運営事業者は、ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講するよう努めること。

(3) 書類の保存

第1号及び第2号に係る書類を5年間保存し、都又は区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

附 則

- 1 この要領は、平成21年5月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）において、現に東京都障害者グループホーム等支援事業実施要綱（平成19年11月16日付19福保障居第1122号）に基づく通過型の指定を受けているグループホームについては、この要領に基づく通過型の指定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成22年3月17日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年5月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要領の適用の日の前日までに、障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サー

ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第217条に規定する一体型指定共同生活援助事業所を運営する者で、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第121号）により改正される前の報酬告示第9の2の注に規定する夜間支援体制に係る届出が行われているときは、第6条（1）の認定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 なお「東京都障害者グループホーム支援事業」は東京都内における支援事業の標準化を図ることが目的であることなどから、平成27年度から障害者施策推進区市町村包括補助事業により実施される「グループホーム地域ネットワーク事業」を運用している区市町村管内のグループホームは当事業に参加するよう努めなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第3条第7号及び第13条の規定 平成31年1月1日
  - (2) 第14条第1号ア及びウの規定 令和3年4月1日
  - (3) 第14条第2号ア及びウの規定 令和2年4月1日

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。